

経済産業省／一般財団法人日本情報経済社会推進協会
共催セミナー

自由で公正な情報の流通及び 利活用と個人情報保護

～越境移転を促進する仕組みとしてのAPEC CBPRシステム～

平成30年5月31日

基調講演（2）

「改正個人情報保護法
全面施行1年と
個人情報保護委員会の取組」

個人情報保護委員会 事務局長
其田 真理 氏

改正個人情報保護法 全面施行1年と 個人情報保護委員会の取組

2018年5月31日
個人情報保護委員会事務局

我が国のプライバシー・個人情報の保護に
関する法令の体系

個人情報保護法に関する法令の体系

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

【対象】民間事業者

ガイドライン

Q&A

<民間分野>

行政機関
個人情報
保護法

行政機関

独立行政法人
個人情報
保護法

独立行政法人

個人情報
保護条例

地方公共団体

<公的分野>

2

改正個人情報保護法 全面施行1年の状況について

3

個人情報保護委員会の活動実績（2017年4月～12月）

窓口での相談受付件数

19,870 件

相談窓口の受付件数

広報・啓発

250回、
約25,900人の参加者

個人情報保護法、マイナンバーガイド
ライン等に関する説明会の開催状況

個人情報の適正な取扱いに関する監視・監督

490 件

漏えい等の報告

533 件

報告徴収

335 件

指導・助言

31 件

あっせん

4

個人情報の保護に関する周知啓発

- SNSの利用に関する注意事項の周知
- 個人データの漏えい等事案に関する情報の提供
- ヒヤリハット事例の紹介
- 個人情報の保護に関する子ども向け
ハンドブック

5

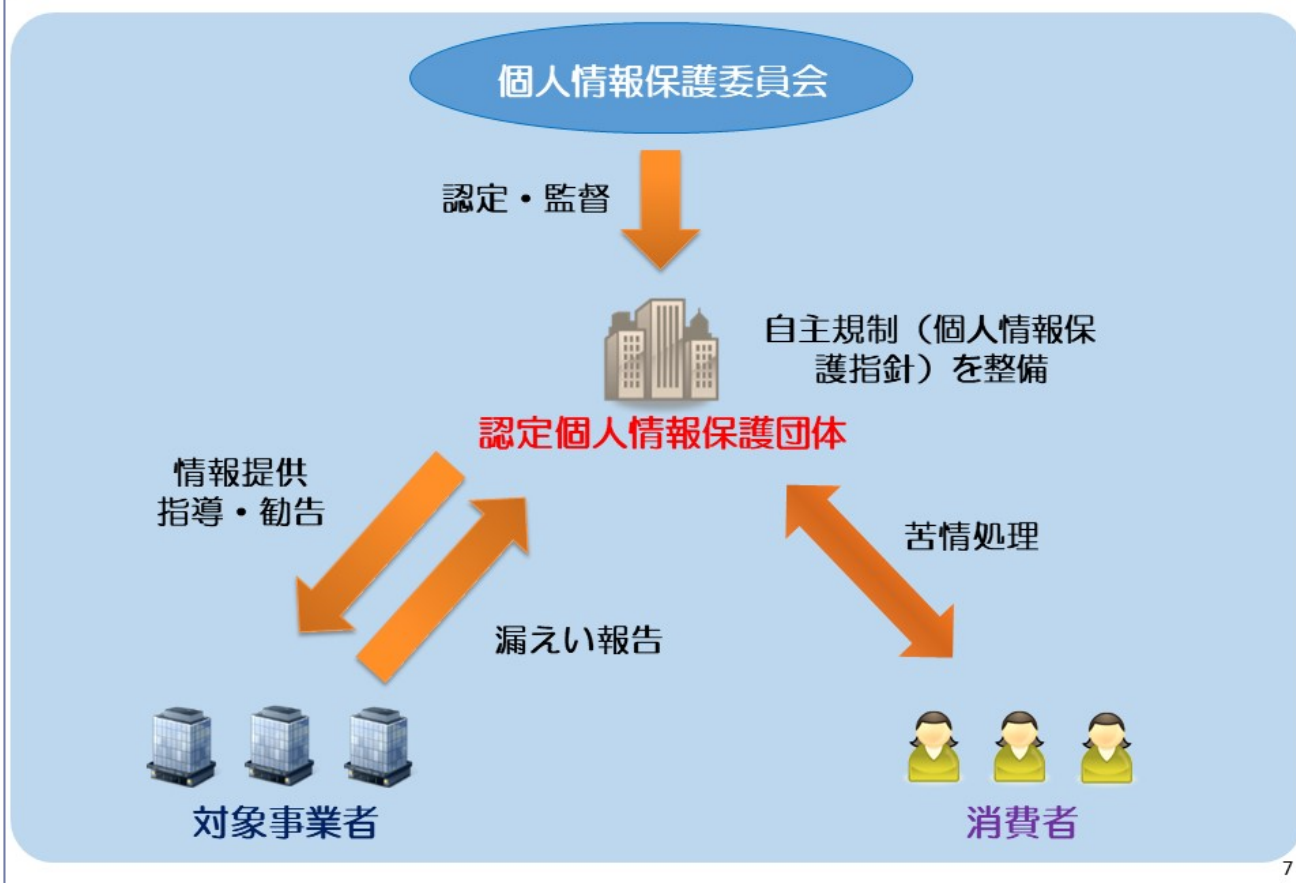
匿名加工情報制度

平成30年4月23日現在の利活用状況。HP上で確認できる例を抜粋。

業種		件数	割合(%) (小数点第2位四捨五入)
小売業	医薬品	82	26.1
	その他	31	9.9
医療福祉	医療	50	15.9
	健保	43	13.7
	介護	5	1.6
情報通信		11	3.5
製造業		9	2.9
専門技術サービス		3	1.0
金融保険		12	3.8
運輸業		2	0.6
農業		2	0.6
建設業		1	0.3
その他		63	20.0
総計		314	

6

認定個人情報保護団体制度



7

個人情報保護委員会における 国際的な取組について

8

各国・地域との連携

➤ 米国及びアジア太平洋地域

- CBPRシステムの推進

➤ EU

- 相互の円滑な個人データ移転の実現

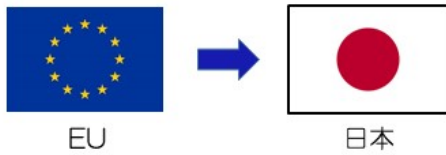
➤ UK

- EU離脱後も継続した円滑な個人データ移転の確保

9

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR

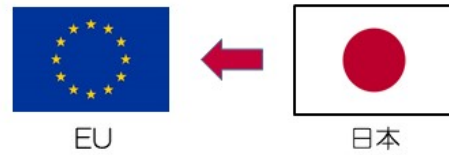


十分性認定

内部行動規範
企業間の契約条項

本人同意

個人情報保護法



国・地域指定

基準に適合する体制整備

本人同意

10

日EU両委員による共同プレスステートメント（2017年12月）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（2017年12月14日）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員は、相互に十分性を見出すことを、2018年のできるだけ早い時期に達成するための作業を加速させることを目指して、2017年12月14日に東京で建設的な会談を行った。

両者は、この目的の重要性を、特に最近の日EU経済連携協定（EPA）の交渉妥結の観点から再確認した。個人データの自由な流通を確保することにより、十分性を同時に見出すことは、基本的なプライバシーの権利の保護を強化しながら、日EU・EPAの便益を補完し拡大することができる。これは日EU間の戦略的なパートナーシップにも貢献する。

両者は、過去数か月の大きな進展を評価するとともに、双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策を探った。両者は、次の段階へ進み、解決策の詳細について作業すること、また、議論のペースを加速させることに合意した。これを念頭に置きつつ、次回のハイレベル会談については、議論を完結させることを目指し、2018年初めにブリュッセルで開催することとする。

11

欧州委員会のステートメント（2018年1月）

「デジタルかつグローバルの時代に適合するデータ保護ルール」（2018年欧州データ保護の日）に先立つティーマンス筆頭副委員長・アンシップ副委員長・ヨウロバー委員・ガブリエル委員による共同声明）（2018年1月26日公表）（部分）（仮訳）

欧州連合は、データ保護において世界的に先頭に立ち、高い水準を目指すことに誇りを持っている。我々は自身のデータ保護の価値観を国際的なレベルで広めることに尽力する。我々の経済は、データの国際的な流通に強く依存している。欧州連合は、米国との間でのデータの相互流通を促進するため、2016年に欧州-米国プライバシーシールドを開始した。現在は、欧州と日本の間で個人データの自由な流通を可能とするための公式な手順を完了させるべく、日本と議論しているところである。これらの個人データの相互流通は、貿易を促進する一方で、完全に我々のデータ保護水準を尊重するものである。

12

EUから十分性認定に基づいて移転した 個人データの取扱いに係る規律を定めるガイドライン案

ガイドライン案における項目	規律の内容の方向性
要配慮個人情報の範囲	+ 「性生活」、「性的指向」、「労働組合」
開示請求権	+ 6か月以内に消去することとなる個人データ
利用目的の承継	（確認的規定）
日本から外国への個人データの再移転	契約等による体制確保
匿名加工情報	加工方法に関する情報を削除

13

個人情報保護法第24条の外国指定に係る判断基準

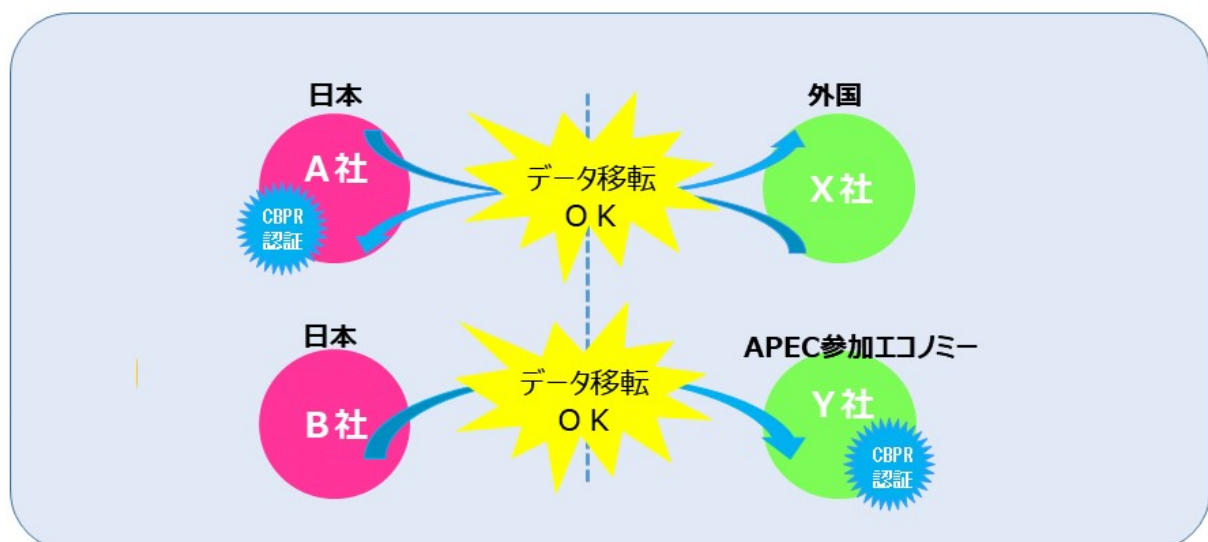
- ①個人情報保護法上の個人情報取扱事業者の義務に関する規定に相当する規定・コンプライアンス態勢があること
- ②独立した第三者機関があること、また、法令を執行することができる態勢を確保していること
- ③相互の理解、連携及び協力が可能であること
- ④個人情報の保護を図りつつ相互の円滑な移転を図る枠組みの構築が可能であること
- ⑤我が国としてその国・地域を指定する必要性が認められること

※ 個人情報保護委員会は、指定した外国に対して、レビューや取消しを行うことができる。

14

APEC CBPRシステム

● 外国第三者提供制限とCBPRシステム



15

GDPRの適用開始を受けて

16

委員会ウェブサイトにおけるGDPR情報の提供

アクセスは委員会ウェブサイトトップページから

個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission
法人番号：4000012010025

> 本文へ > サイトマップ

ENGLISH

文字サイズ変更 標準 大きめ



検索

ホーム

委員会の概要

個人情報保護法について

マイナンバーについて

委員会の活動

お知らせ

お問合せ・申請



マイナンバーに関する情報はこちら

↑ ホーム

↓ 委員会の概要

新着情報

- ▶ 平成30年4月23日 その他 期間業務職員等採用について更新しました。
- ▶ 平成30年4月19日 調査等 新たに「個人情報保護に関する事業者の取組実態調査の報告書（平成30年3月）」を掲載しました。
- ▶ 平成30年4月16日 その他 選考採用について掲載しました。
- ▶ 平成30年4月13日 その他 日本個人情報管理協会から届出のあった個人情報保護法を公表しました。

知っていますか
GDPRについて

知っていますか?
APEC/
CBPR 認証について

トップページ右のバナーからGDPR情報ページへ！

17

委員会ウェブサイトにおけるGDPR情報の提供

個人情報保護委員会ウェブサイト GDPR情報提供ページのコンテンツ一覧

【GDPRの概要】

【EU域外適用に関する影響】

- GDPRの前文・本文の日本語仮訳
- GDPRガイドラインの日本語仮訳（データポータビリティ、データ保護オフィサー（DPO）、主監督機関及びデータ保護影響評価（DPIA）の4本）（その他のガイドラインも順次日本語仮訳を掲載予定）
- 説明と欧州委員会がWebサイトに掲載している資料の日本語仮訳付き
 - ・ 欧州委員会 Infographic（中小企業向けに簡単にまとめられたGDPR説明の日本語仮訳付き）
 - ・ Fact Sheet “Questions and Answers – Data protection reform package”（欧州委員会のGDPRによるデータ保護改革案についての質疑応答概略の日本語仮訳付き）

【越境データ移転】

- EU域内から域外へ個人データを移転する条件
- EUが十分なレベルの個人データ保護を保障している旨決定している国・地域

【日EU間の越境データ移転】

- 我が国から個人データを越境移転する条件
- 日EU間の対話実績

【参考（外部サイトへのリンク）】

- 欧州連合 法令関連公開サービスのGDPRページ
- 欧州委員会のGDPRガイドラインとそのQ&A
- 欧州委員会のData Protection Reform - Factsheets 16 Jan 2017（EU加盟国の各国語）
- 英国情報コミッショナーオフィス（ICO）のGDPR解説
- フランス情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）の処理者向けGDPR解説
- ルクセンブルクデータ保護機関のGDPRに関するQ&A
- アイルランドデータ保護機関のGDPR解説

18

GDPRに関するガイドライン

29条作業部会によって公表されたGDPRのガイドライン （一部は日本語仮訳をウェブページに掲載済・その他も準備が整い次第掲載予定）

【パブリックコメントを受けた修正版が公表済のもの】

- データ保護影響評価 4月25日日本語仮訳掲載開始
- データポータビリティ 4月25日日本語仮訳掲載開始
- データ保護オフィサー 4月25日日本語仮訳掲載開始
- 主務監督機関 4月25日日本語仮訳掲載開始
- 制裁金
- 個人データ漏えい通知
- 自動化された意思決定とプロファイリング
- 透明性
- 同意

【パブリックコメントが終了したもの】

- 第49条 <十分性認定、特定の安全保護措置以外の越境移転事由>
- 認証機関の認定

19

EUデータ保護機関との対話

直近1年間におけるEU（EEA参加3か国を含む）データ保護機関との対話

- | | | | |
|--------------|---------------|--------------|---------------|
| ○2017年1月31日 | フランス (CNIL) | ○2017年11月20日 | ギリシャ |
| ○2017年2月2日 | オランダ | ○2017年11月22日 | イタリア |
| ○2017年2月3日 | イギリス (ICO) | ○2017年11月22日 | マルタ |
| ○2017年3月7日 | ポーランド (GIODO) | ○2017年11月24日 | アイルランド |
| ○2017年3月8日 | ドイツ (BfDI) | ○2017年12月4日 | スロバキア |
| ○2017年4月11日 | イギリス (ICO) | ○2017年12月5日 | ハンガリー |
| ○2017年5月11日 | ベルギー (CPP) | ○2017年12月7日 | スロベニア |
| ○2017年5月17日 | ルーマニア | ○2018年1月10日 | フランス (CNIL) |
| ○2017年5月22日 | スペイン | ○2018年1月17日 | フィンランド |
| ○2017年5月23日 | ポルトガル | ○2018年1月19日 | エストニア |
| ○2017年6月14日 | オーストリア | ○2018年1月22日 | スウェーデン |
| ○2017年6月15日 | チェコ | ○2018年1月24日 | デンマーク |
| ○2017年6月16日 | ルクセンブルク | ○2018年3月16日 | オーストリア |
| ○2017年10月19日 | ブルガリア | ○2018年3月19日 | アイスランド |
| ○2017年10月20日 | クロアチア | ○2018年3月19日 | ドイツ・ニーダーザクセン州 |
| ○2017年11月2日 | ラトビア (DSI) | ○2018年3月20日 | ドイツ・バイエルン州 |
| ○2017年11月3日 | リトアニア (SDI) | ○2018年3月21日 | ノルウェー |
| | | ○2018年3月23日 | リヒテンシュタイン |